

兵庫県公報

令和7年9月30日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
病院局公告	
○ 入札公告	1
○ 同 上	4
監査委員公告	
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	7

公布された法令のあらまし

◎行政組織規則の一部を改正する規則（規則第39号）

事務執行体制の整備を図るため、企画部万博推進局万博推進課テーマウィーク班を廃止するとともに、県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課ワールドマスターズゲームズ推進班を同課ワールドマスターズゲームズ企画班及びワールドマスターズゲームズ運営班に再編することとした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第39号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第12条の表万博推進局の款万博推進課の項中「展示企画班 テーマウィーク班」を「展示企画班」に改める。

第16条第1項の表文化スポーツ局の款スポーツ振興課の項中「ワールドマスターズゲームズ推進班」を「ワールドマスターズゲームズ企画班 ワールドマスターズゲームズ運営班」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年9月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

CT搭載型ガンマカメラ装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限
令和8年3月31日（火）
 - (4) 納入場所
兵庫県立はりま姫路総合医療センター 姫路市神屋町3-264
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
 - (6) 購入物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入した実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県病院局経営課業務班
電話（078）341-7711 内線3450
E-mail:Daisuke_Abe@pref.hyogo.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
令和7年9月30日（火）から同年10月15日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
 - (4) 入札・開札の日時及び場所
令和7年11月14日（金）午前10時40分 場所は入札説明書に明示する。
 - (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年11月13日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年11月12日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程（平成14年病院局管理規程第17号）第78条第1項第3号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一

部を免除することがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、病院局会計規程第95条第1項第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和7年10月15日（水）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年11月21日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

SPECT CT System, 1set

(3) Delivery period:

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県病院局経営課業務班
電話 (078) 341-7711 内線3450
E-mail:Daisuke_Abe@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和7年9月30日(火)から同年10月15日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

- (4) 入札・開札の日時及び場所

令和7年11月14日(金)午前10時50分 場所は入札説明書に明示する。

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年11月13日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年11月12日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程(平成14年病院局管理規程第17号)第78条第1項第3号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することがある。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、病院局会計規程第95条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和7年10月15日(水)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和7年11月21日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Computed tomography system, 2set

(3) Delivery period:

Mar. 31, 2026

(4) Delivery place:

①Hyogo prefectural Harima Himeji General Medical Center

②Hyogo prefectural Kobe children's hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 Oct. 15, 2025

(6) Deadline for tender:

17:00 Nov. 13, 2025 by mail

10:50 Nov. 14, 2025 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3450

E-mail Daisuke_Abe@pref.hyogo.lg.jp

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

令和7年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が令和7年9月1日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年9月30日

兵庫県監査委員

高 永 徹

岡 つよし

前 田 ともき

花 岡 正 浩

令和7年9月30日付け包括外部監査報告に係る措置

令和6年度包括外部監査テーマ：福祉部所管の少子・子育て施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について

指摘事項及び意見に対する措置状況

区分	措置済	対応中	未着手	合計
指摘事項	10	1	0	11
意見	26	17	0	43

1. 福祉部 こども政策課

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p><事業名等>利用者支援事業 【意見1】実績報告の実支出額について 報告された実支出額に疑義がある場合には算出方法を問い合わせ、必要であれば適正に算出して記載するように指導されたい。</p>	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
<p><事業名等>利用者支援事業 【意見2】共通経費の案分基準について 共通経費の案分に関する実務上の指針を示すことを検討されたい。</p>	対応中	同上。
<p><事業名等>利用者支援事業 【意見3】評価指標の設定について 利用者支援事業開設個所数または全市町数を評価指標に設定することを検討されたい。</p>	対応中	同上。
<p><事業名等>ファミリー・サポート・センター事業 【意見4】評価指標の設定について サービスの提供回数を評価指標に設定することを検討されたい。</p>	対応中	同上。
<p><事業名等>一時預かり事業 【意見5】評価指標の設定について 私立幼稚園預かり保育実施園数を評価指標に設定することを検討されたい。</p>	対応中	同上。
<p><事業名等>ひょうご放課後プラン推進事業 【意見6】審査について 兵庫県福祉部補助金交付要綱では「審査及び必要に応じて現地調査等により」交付決定、補助事業の変更、額の確定が行われるが、当該審査の内容が記載されている「審査書」がない。現状は決裁作成過程の数値の整合性の検証を「審査」と解されているようである。しかし令和5年度から県庁内で電子決裁が開始されたため決裁に添付されるエクセルシートに相互関連する計算のチェック機能が組み込まれており、集計等エラーはパソコン画面上で形式的に発見できるようになっている。 したがって、決裁承認の際の計算チェックを慎重に行う過程とは別に、審査項目のチェックリスト化なども組み合わせ補助事業の内容の深度のある審査を行</p>	対応中	同上。

<p>い、またできれば客観性を保つため決裁権限者から独立した者が審査を実施し、その結果及び過程を文書化し審査の証跡が確認できるようにすることが望まれる。</p>		
<p>＜事業名等＞乳幼児子育て応援事業 【意見7】事業内容の広報について 県の広報媒体も有効活用し、制度内容の周知を図りたい。</p>	<p>対応中</p>	<p>意見を踏まえ対応を検討中。</p>
<p>＜事業名等＞乳幼児子育て応援事業 【意見8】履行確認の実効性担保について 契約の履行確認の実効性を担保するため、業務の履行に当たって作成すべき書類を定めることを検討されたい。</p>	<p>対応中</p>	<p>同上。</p>
<p>＜事業名等＞子どものための教育・保育給付事業 【意見9】審査について 決裁書・報告書に「内容を審査した結果」という文言記載はあるが、当該審査の内容が記録されている「審査書」がなく、審査の証跡が確認できない。現状は決裁作成過程の数値の整合性の検証を「審査」と解されているようである。特に令和5年度から県庁内で電子決裁が開始されたため決裁に添付されるエクセルシートに相互関連する計算のチェック機能が組み込まれており、集計等エラーは形式的に発見できるようになっている。 したがって、決裁承認の際の計算チェックを慎重に行う過程とは別に、審査項目のチェックリスト化なども組み合わせ補助事業の内容の深度のある審査を行い、またできれば客観性を保つため決裁権限者から独立した者が審査を実施し、その結果及び過程を文書化し審査の証跡が確認できるようにすることが望まれる。</p>	<p>対応中</p>	<p>同上。</p>
<p>＜事業名等＞子どものための教育・保育給付事業 【指摘事項1】国の交付金交付要綱の審査との整合性 国の交付金交付要綱（子どものための教育・保育給付交付金交付要綱）では①申請手続、②変更交付申請、③実績報告、④事業実績報告の訂正の4局面で都道府県が「必要な審査」を行うことが求められているが、兵庫県子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱では④の事業実績報告の訂正の際の審査を求める手続き規定がない。提出された事業実績報告の訂正報告書に基づく県費支出の際に審査を求めている点において県の交付要綱は国の交付要綱に準拠していない。</p>	<p>対応中</p>	<p>指摘事項を踏まえ対応を検討中。</p>

2. 福祉部 児童家庭課

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策

<p><事業名等>女性保護事業推進費事業 【指摘事項2】実績報告について 実績報告の精算書等にはセンターの実際支出額を記載すべきである。</p>	<p>措置済</p>	<p>令和6年度の実績報告においては、女性相談員、嘱託医、同伴児対応指導員に係る職員費について、実績額での報告に改めた。</p>
<p><事業名等>要保護女子入所委託費事業 【意見10】女性自立支援施設の事務費について 女性自立支援施設の事務費について対策を検討されたい。</p>	<p>対応中</p>	<p>意見を踏まえ対応を検討中。</p>
<p><事業名等>一時保護所措置費事業 【意見11】一時保護所のあり方について 一時保護所においては、可能な限り家庭的な環境の提供が求められ、基本的に原則個室対応とすべきである。しかし、老朽化が進む現行の一時保護所での個室化には限界があるため、早期に建替えや移転を含む具体的な改善計画の策定等を進めていくことが望まれる。また、新設される一時保護所と効果的な連携を図れるような体制についても早急に整備することが望まれる。</p>	<p>対応中</p>	<p>同上。</p>
<p><事業名等>こども家庭センター管理費・施設維持費事業 【意見12】再委託承認手続きについて 再委託を行う場合には、契約書や仕様書に「全部または主体的部分の一括委託の禁止」を明記する必要がある。また、再委託の業務の範囲について全部または主体的部分の一括委託に該当するか判別し、その必要性が妥当であるか判断できるように、受注者からの承認申請書及び県から発出する承認通知書において再委託の業務の範囲やその必要性を具体的に記載する必要がある。</p>	<p>措置済</p>	<p>契約書において「全部または主体的部分の一括委託の禁止」を明記したうえで、再委託の承認手続きにおいては、具体的な再委託の業務の内容や必要性の記載を求めることとした。</p>
<p><事業名等>こども家庭センター管理費・施設維持費事業 【意見13】「ひょうごの児童相談」作成部数の見直しについて 県では書面規制の見直しやペーパーレス化等を推進していることに鑑み、「ひょうごの児童相談」の作成部数についても見直しを行う必要がある。児童家庭課及び各こども家庭センターでは、他のセンターでの取り組みやその成果を共有し、積極的に取り入れることで、作成部数の削減と配布方法の最適化を図り、業務の効率化とコスト削減を進めることが望まれる。</p>	<p>措置済</p>	<p>中央こども家庭センターにおいて、行政機関への配布を冊子からデータに変更する等、配布方法を見直し、令和7年度は昨年度と比較し作成部数を2割削減した。</p>
<p><事業名等>一時保護所調理業務委託事業 【意見14】予算算定方法の見直しについて 地方自治体の予算は住民サービスの基盤であり、効率的な財政運営のため計画的な資源配分が求められ</p>	<p>対応中</p>	<p>意見を踏まえ対応を検討中。</p>

<p>る。特に委託業務のように契約金額が確定している場合、正確な当初予算の作成により、過剰な予算配分を防ぎ限られた財源を有効に活用することで予算の透明性と信頼性が確保される。このため、当初予算作成時には、確定した委託金額を基に算定し、予算額と決算額の乖離が生じないようにする必要がある。</p>		
<p><事業名等> 児童委員活動費用弁償費補助事業 【意見 15】 民生委員・児童委員の定数の充足について 民生委員・児童委員の定数の充足については、一定の取組が行われているがさらに市町と協力して、定数の充足を図って行く必要がある。</p>	措置済	令和7年12月の一斉改選に向け、市町の定数充足に向けた活動を支援する。
<p><事業名等> 児童家庭支援センター相談体制強化事業 【意見 16】 補助対象経費等の明確化について 補助金の適正な支給を徹底するため、補助対象経費や寄付金その他の収入額の範囲について各項目の必要性を十分に検討した上で、交付要綱等に明確に定め、施設間で一貫性を保つ必要がある。また、提出書類に不備があった場合には、対象事業者へヒアリング等を行い、必要に応じて資料の再提出を求める等実績報告書の審査の実効性を高める必要がある。</p>	措置済	令和6年度実績報告では、事業者には報告書の再提出を求めるなど、補助金審査の実効性を高める取組みを実施した。 なお、補助対象経費や寄付金その他の収入額の範囲については改めて検討を行い、対象事業者へ周知した。
<p><事業名等> 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業 【意見 17】 実績報告について 業務完了報告書における実績報告については、実際の実績値での報告を求めることが必要である。</p>	措置済	委託事業者に対して、委託契約の令和6年度実績報告書提出時に、当該事業委託に係る経費だけでなく、本事業と密接に関わる他の事業委託に係る経費等も提出を求め、確認を行った。引き続き、適切に委託契約の締結を行っていく。
<p><事業名等> 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業 【意見 18】 事業のあり方について 当該事業については、今後の事業のあり方について検討する必要がある。</p>	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
<p><事業名等> 新たな子育て家庭支援基盤整備事業 【意見 19】 子育て支援の事業の周知の必要性について 子育て支援の各事業について、各市町により丁寧な説明を行うことにより、子育て支援事業の実施を推進していく必要がある。</p>	措置済	各市町に対しては、会議や研修会等の場を活用する等により、事業実施を促している。現状として、実施市町は増加傾向にある。 (例：利用者支援事業（こども家庭センター型・旧母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業）9市町(R5)→31市町(R6)、子育て短期支援事業（旧子育て短期支援臨時特例事業）29市町(R5)→30市町(R6)等)
<p><事業名等> 新たな子育て家庭支援基盤整備事業 【意見 20】 評価指標の設定について</p>	措置済	兵庫県社会的養育推進計画において、市町こども家庭センター設置

<p>評価指標（成果指標）を設定し、計画的に各事業を推進していく必要がある。</p>		<p>市町数や、家庭支援事業（子育て短期支援事業、親子関係形成支援事業等）の目標値を定め、目標達成に向けて推進している。</p>
<p><事業名等>新たな子育て家庭支援基盤整備事業 【意見 21】実績報告の確認について 実績報告については、実施した事業内容のわかる費目で報告を求める必要がある。また報告された実績報告に対して、サンプリング等により、証憑書類の確認を行う必要がある。</p>	<p>措置済</p>	<p>令和6年度実績報告における収支決算書等については、当該事業に要した金額が分かる内容での提出を改めて周知し、対応を求めた。 なお、各種証拠書類は、地方自治法に基づく監査及び決算審査制度を有する市町が申請者であることを前提に簡略化しているものであるが、今後は、県市町双方の事務負担も考慮し、確認を行う等により対応する。</p>
<p><事業名等>新たな子育て家庭支援基盤整備事業 【意見 22】運用状況の確認について 支援後の運用状況についても積極的に確認を行い、補助の効果がどのように出ているのかを検証していくことも必要である。</p>	<p>対応中</p>	<p>意見を踏まえ対応を検討中。</p>
<p><事業名等>里親・特別養子縁組強化推進事業 【意見 23】里親委託率の向上について 里親委託率について令和11年度の目標達成及び国が求めている指標の実現に向けて、里親支援業務の民間委託や県内全域におけるフォスタリング業務をより一層進めていく必要がある。その際、里親委託率の高い他の都道府県・市の取り組みを参考にすることが有効であると考えられる。また、事務事業評価調査における自己評価において令和11年度の目標達成に具体的に関連付けた記載を行うことで、PDCAサイクルをより効果的に運用することが望まれる。さらに、国が3歳未満及びそれ以外の就学前の子どもと学童期以降で里親委託率の目標を分けている点を考慮し、県においても一律47.8%とするのではなく、年齢階層別に目標を分けることが考えられる。それぞれの年齢層に応じた目標を設定し、それに基づいて効果的な対策を策定することで、目標達成の実現性をより高めることが期待される。</p>	<p>措置済</p>	<p>令和7年4月時点で、尼崎（R8.4に市へ移管予定）を除く全てのこども家庭センター管内に里親支援センターを設置し、里親支援事業の民間委託や県内全域のフォスタリング業務の推進に取り組んでいる。今後、同センターと連携しながら里親に対してきめ細やかな支援を行うとともに、他自治体の好事例に関して情報収集を行うなど里親委託率の向上に努める。 また、令和7年3月に兵庫県社会的養育推進計画の改定を行い、里親委託率について年齢区分毎の目標を設定した。その目標に対して、毎年度、進捗状況の点検・評価を行う。</p>
<p><事業名等>里親・特別養子縁組強化推進事業 【指摘事項3】事務事業評価の記載誤りについて 誤った数値が看過されて公表されることがないように事務事業評価調査を公表する際にはチェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図るべきである。</p>	<p>措置済</p>	<p>今年度の事務事業評価調査作成時に、担当者によるダブルチェックを行い、ケアレスミスの防止に努めた。</p>
<p><事業名等>里親・特別養子縁組強化推進事業</p>	<p>対応中</p>	<p>意見を踏まえ対応を検討中。</p>

<p>【意見 24】里親名簿管理業務の効率化について 各こども家庭センターで作成した里親名簿を児童家庭課とクラウド上で共有するなど情報を一元化することで里親名簿管理業務の重複を解消し、事務作業の効率化を図ることが望まれる。</p>		
<p><事業名等>児童扶養手当支給費事業 【意見 25】過払金の発生について 過払金については、再発を防止できるように、より丁寧な説明を行い、制度の周知を図り過払金の発生を抑えていく必要がある。また他機関との情報共有についても、できる限りの協力を求め、再発を防止していく必要がある。</p>	措置済	<p>令和7年5月に実施した健康福祉事務所向け研修において改めて注意喚起を行った。 また、現況届提出時に速やかな届出が必要な事項と、資格要件に関する異動情報の提供依頼について、健康福祉事務所管内町へ改めて周知した。</p>
<p><事業名等>ひとり親家庭子育て未来応援事業 【意見 26】制度の周知について 「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」は実績がゼロであり、まだ十分に認知されていないことから、ひとり親家庭に対して周知を図って行く必要がある。</p>	措置済	<p>ひとり親家庭向けの広報物に当該事業の案内を記載、児童扶養手当現況届提出時に案内チラシを配架するよう町へ依頼した。</p>
<p><事業名等>ひとり親家庭子育て未来応援事業 【意見 27】過払金について 過払金については、窓口での丁寧な説明や他機関との情報共有に努め、再発の防止を図っていく必要がある。</p>	措置済	<p>受給者に対し、同種の給付金を受給した場合、本給付金は返納する必要がある旨の説明を徹底する。 なお、この過払金の発生を受けて、申請書審査時のチェックシートの改訂、毎年8月に行う現況確認において同種の給付金を受給していない旨を届出に自書させるよう、事務を改めた。また、申請時の添付書類に「教育訓練給付金支給要件回答書」等を追加した。</p>
<p><事業名等>ひとり親家庭子育て未来応援事業 【意見 28】随意契約の締結について 委託契約の締結については、随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。</p>	措置済	<p>委託契約の内容について検討した結果、令和6年度に一括で委託した3事業のうち、1事業（特別相談事業）については、令和7年度から実施方法を見直し、県弁護士会へ相談弁護士派遣を委託することとした。</p>

3. 福祉部 こども家庭センター

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p><事業名等>こども家庭センター 事業概要（児童虐待防止対策強化事業、子どもを守る多機関連携プロジェクト事業） 【意見 29】児童相談所における職員数不足と勤務年数</p>	措置済	<p>児童相談所の人員配置については、国の定める配置基準に基づき、職員採用を行っている。今後も引き続き、計画的な採用を行い、児童相</p>

<p>の偏りについて 児童福祉司及び児童心理司について、配置不足や勤務年数が短い職員が多い場合には、リスク判断や迅速な意思決定が難しく、緊急時や複雑なケースへの対応が困難になる可能性が高い。また、地域によって配置状況や勤務年数に偏りがある場合には、地域間での対応力に差が生じる可能性が高い。このため、計画的な採用を継続するとともに、地域間の人員配置の見直しを行い、地域による差が生じないようにする必要がある。</p>		<p>談所の職員確保に努める。</p>
<p><事業名等>こども家庭センター 事業概要（子どもを守る多機関連携プロジェクト事業） 【意見30】報酬助成額の超過支払について 今後、報酬助成額について、要綱の年額上限を超えて支払われることを防ぐために、家庭裁判所の審判において12か月を超える期間の報酬の支払が決定した場合には、12か月分と残りの月数分の支払年度を分けるなどの対応を行う必要がある。ただし、年度を分けて支払うことが事務手続上過度な負担になる場合には、実施要綱における年額の上限期間を裁判所の審判に合わせて見直すことなどの対応も考えられる。</p>	<p>措置済</p>	<p>裁判所の審判に合わせ、報酬助成額の対象範囲を家庭裁判所の報酬額決定時期に即したものに変更する等、実施要綱の見直しを行った。</p>
<p><事業名等>中央こども家庭センター 【意見31】プロポーザル方式の採用について 調理委託業務がプロポーザル方式による業者選定の対象事業に該当し、同方式での選定が妥当かどうか検討を行い、決裁書にその理由を記載されたい。</p>	<p>措置済</p>	<p>決裁書にプロポーザル方式とする理由を明記した。</p>
<p><事業名等>中央こども家庭センター（一時保護所調理業務委託事業） 【指摘事項4】議事録の作成について プロポーザル方式を採用するのであれば審査会議事録の作成が必要である。</p>	<p>措置済</p>	<p>令和7年1月に実施した調理委託業務に係るプロポーザル方式による業者選定において、選定過程が可視化できるよう議事録を残した。</p>
<p><事業名等>中央こども家庭センター（一時保護所調理業務委託事業） 【指摘事項5】報告書の様式について 業者からの全ての報告書が仕様書で定められた様式と異なっており、内容に過不足が存在することから、契約内容の変更として合意書、覚書等を残すべきである。</p>	<p>措置済</p>	<p>報告書様式については、令和6年度契約分は覚書を交わし、令和7年度以降契約分は業者から提出される報告様式が事前に仕様書で定められた様式となるよう改めた。</p>
<p><事業名等>中央こども家庭センター 【指摘事項6】備品及び物品の棚卸 全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。また計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料等）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。</p>	<p>措置済</p>	<p>財務規則に基づき、備品等に異動があった月のほか、年1回以上自己検査を実施する。 また、備品及び物品について、毎年2月を重点チェック月間とし自己検査を行えるよう一覧表を更新し、物品の所在や個数等を確認でき</p>

		るようにした。
<p><事業名等>川西こども家庭センター（子どもを守る多機関連携プロジェクト事業）</p> <p>【意見 32】 損害賠償保険等の未加入期間について</p> <p>今後、損害賠償保険等の未加入期間の発生を防ぐために、要綱に従い、速やかに加入申請を行う体制を整備する必要がある。また、加入申請の遅延が発生した際の対応策を要綱等で定めるとともに、担当者の交代時における引継ぎが適切に行われるよう、引継ぎプロセスを強化する必要がある。</p>	措置済	<p>令和7年度の保険加入にあたっては、支払担当者から事業担当者に保険加入手続きを早期着手するよう声かけを行うことで、加入遅延はなかった。</p> <p>また、今後担当者に異動があった際には引継書等に掲載することにより、後任者に適切に引継が行われるようにする。</p>
<p><事業名等>川西こども家庭センター</p> <p>【意見 33】 切手等の管理について</p> <p>切手、印紙等の残高管理に関し、より効率的な管理方法を検討されたい。</p>	措置済	<p>令和7年度から、出納局が参考様式として提示している郵便切手出納簿の様式を使用し、管理している。</p>
<p><事業名等>川西こども家庭センター</p> <p>【指摘事項 7】 出納関係書類について</p> <p>現金出納簿等は財務規則に従い作成・記録する必要がある。</p>	措置済	<p>令和7年度から、出納局が参考様式として提示している現金出納簿の様式により作成・記録を行っている。</p>
<p><事業名等>川西こども家庭センター</p> <p>【意見 34】 実地棚卸資料について</p> <p>備品の実地棚卸資料は一定期間保存されたい。</p>	措置済	<p>令和7年度から、備品の棚卸調査のため備品確認台帳を整備し、その実施結果・確認日及び実施者等を記録し保存することとした。</p>
<p><事業名等>姫路こども家庭センター（子どもを守る多機関連携プロジェクト事業）</p> <p>【意見 35】 損害賠償保険等の超過支払及び未加入期間について</p> <p>今後、損害賠償保険等の超過支払及び未加入期間の発生を防ぐために、要綱に従い、速やかに加入申請を行い、保険料助成額を超過しないように管理する必要がある。また、加入申請が遅れた場合に保険料の超過や未加入のリスクが発生しないよう、加入申請の遅延に対する対応策についても要綱等で定める必要がある。</p>	措置済	<p>令和7年度においては、事務分掌の見直しにより管理体制を整え、保険加入手続きの早期着手を行い、4月から加入している。令和8年度以降においても保険加入の早期着手の意識づけを継続し、適切な処理を行う。</p>
<p><事業名等>姫路こども家庭センター</p> <p>【意見 36】 備品及び物品の管理について</p> <p>備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。</p>	措置済	<p>備品については、年に一度現物確認するとともに、結果を備品出納簿に記入している。物品については、一覧表を作成し、チェックできるよう整備した。</p>
<p><事業名等>姫路こども家庭センター</p> <p>【意見 37】 委託契約の締結について</p> <p>委託契約の締結については、随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。</p>	対応中	<p>意見を踏まえ対応を検討中。</p>
<p><事業名等>豊岡こども家庭センター</p>	措置済	<p>当該チェックリストの作成・活用</p>

<p>【指摘事項8】家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（兵庫県版）の作成について</p> <p>令和5年度は家庭復帰等評価委員会が合計11回開催されたが、うち6回の判断について所定の「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」（兵庫県版）が作成されていなかった。当該チェックリストは経過、子どもの状況、保護者の状況、家庭環境、地域の体制をまとめたもので、最終評価（A 家庭復帰、B 家庭復帰に課題あり、C 家庭復帰は不可）にいたるプロセスが簡潔明瞭に記録され、行政の総合判断の客観性・正当性を保障するための文書の一つである。最終評価の妥当性を後日にわたり検証するためにも作成されるべきものであった。</p>		<p>については、令和6年度からは年度はじめの職員会議において職員へ周知すると共に、家庭復帰等評価委員会開催の際は、担当者、管理監督職による相互チェックを行い漏れがなく作成している。</p>
<p><事業名等>豊岡こども家庭センター</p> <p>【意見38】随意契約の理由について</p> <p>決裁書に具体的な随意契約理由を記載されたい。</p>	<p>措置済</p>	<p>令和7年度契約において、随意契約の決裁書には地方自治法や財務規則の適用条項を記載するとともに、随意契約理由についても記載を行っている。</p>
<p><事業名等>豊岡こども家庭センター</p> <p>【意見39】使用見込みのない備品の処分について</p> <p>使用見込みのない備品については、そのまま放置しておくのではなく、財務規則に従い、直ちに物品管理者に申し出を行い、速やかに廃棄処理などの適切な対応を行う必要がある。</p>	<p>措置済</p>	<p>使用見込みのないノートパソコンについて、令和6年度中に財務規則に基づく処分決定を行い、適正に処分を行った。</p>

4. 福祉部 県立明石学園

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
<p><事業名等>明石学園（明石学園施設維持費・施設管理費事業、明石学園児童措置費事業）</p> <p>【意見40】女子寮再開に向けた児童自立支援専門員等の確保について</p> <p>支援を必要とする女子に対する機会を逃さず、健全な発達と社会復帰を促すために、早期に児童自立支援専門員等を確保し、女子寮の休止を解消することで新規受け入れが可能な体制を構築することが望まれる。</p>	<p>措置済</p>	<p>女子寮の休止を解消し新規受け入れが可能な体制を構築するため、令和7年度に新たに児童自立専門員を採用した。</p>
<p><事業名等>明石学園（明石学園施設維持費・施設管理費事業、明石学園児童措置費事業）</p> <p>【意見41】プール濾過器関係工事等について</p> <p>相見積もりの可能性を検討されたい。</p>	<p>対応中</p>	<p>意見を踏まえ対応を検討中。</p>
<p><事業名等>明石学園（明石学園施設維持費・施設管理費事業、明石学園児童措置費事業）</p> <p>【指摘事項9】現金出納簿の記録漏れについて</p> <p>日々の現金の受払金額や残高を正確に把握し、紛失や盗難などのリスクを防ぐため、財務規則に従い、全</p>	<p>措置済</p>	<p>記載が漏れていた現金取引について速やかに現金出納簿への記録を行うとともに、今後の全ての現金取引について、現金出納簿に漏れなく正確に記録できるようにした。</p>

<p>での現金取引について現金出納簿に漏れなく正確に記録すべきである。</p>		
<p><事業名等>明石学園（明石学園施設維持費・施設管理費事業、明石学園児童措置費事業） 【意見 42】使用見込みのない備品について 使用見込みのない備品については、そのまま放置しておくのではなく、財務規則に従い、直ちに物品管理者に申し出を行い、速やかに廃棄処理などの適切な対応を行う必要がある。</p>	<p>措置済</p>	<p>使用見込みのない備品等について、廃棄処分を行った。</p>
<p><事業名等>明石学園（明石学園施設維持費・施設管理費事業、明石学園児童措置費事業） 【意見 43】備品の処分について 備品出納簿に記載された資産の実在性及び正確性を確保するためには、備品の廃棄等を行う場合には、財務規則に従い物品処分決定書に基づいて処分を決定し、備品出納簿上も速やかに除却処理を実施する必要がある。</p>	<p>措置済</p>	<p>物品処分決定書に基づいて処分を決定し、備品出納簿上の除却処理を行った。</p>
<p><事業名等>明石学園（明石学園施設維持費・施設管理費事業、明石学園児童措置費事業） 【指摘事項 10】備品の棚卸について 全ての備品について、財務会計規則等に従い、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。ただし、明石学園では備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。 また、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。</p>	<p>措置済</p>	<p>財務規則に基づき、備品等に異動があった月のほか、年1回以上自己検査を実施する。現物の実査については、当施設においては点数が多いことも踏まえ、施設の実情に合わせたルールを定めた。 なお、数量管理を適切に行うため、計画書や実施時の資料を翌年度以降の実施に備え適切に保管している。</p>
<p><事業名等>明石学園（明石学園施設維持費・施設管理費事業、明石学園児童措置費事業） 【指摘事項 11】物品の管理について 物品については、物品管理台帳を作成し、数量管理を行うべきである。</p>	<p>措置済</p>	<p>数量管理を適切に行うことができる物品管理台帳を作成した。</p>